

第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者  
保護等・支援に関する基本計画（答申案）



# 目 次

I	序	1
1	1 計画の趣旨	1
2	2 計画の性格	2
3	3 期間	2
II	総論	3
1	1 基本的な考え方	3
2	2 配偶者からの暴力被害の現状	5
(1)	(1) 被害の状況	5
(2)	(2) 相談等の状況	7
①	① 全国の状況	7
②	② 北海道の状況	9
III	各論	14
	<b>目標1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶</b>	
1	1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	14
(1)	(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	14
(2)	(2) 若年層に対する予防啓発の推進	15
	<b>目標2 被害者の発見や相談体制の充実</b>	
2	2 被害者の早期発見	16
(1)	(1) 通報による早期発見	16
①	① 一般からの通報	16
②	② 医師その他の医療関係者からの通報	17
③	③ 福祉関係者からの通報	18
(2)	(2) 通報等への適切な対応	18
①	① 配偶者暴力相談支援センター	18
②	② 警察	19
3	3 相談体制の充実	19
①	① 配偶者暴力相談支援センター	20
②	② 警察	21
③	③ 市町村との連携	22
④	④ その他の関係機関との連携	23

### 目標3 被害者の適切な保護

4	保護体制の充実	24
(1)	一時保護	24
①	道立女性相談援助センター(婦人相談所)	24
②	被害者の一時保護を委託する施設	25
(2)	保護命令制度の利用	26

### 目標4 被害者の自立の支援

5	自立支援	27
---	------	----

### 目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

6	民間団体との連携	31
7	市町村、関係機関、団体等との連携協力	32

### 目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実

8	職務関係者の研修、人材育成	33
9	加害者更生に関する調査研究等の促進	34

### 目標7 苦情への適切な対応

10	苦情処理	35
----	------	----

IV	基本計画の施策体系図	36
----	------------	----

参 考	基本計画の被害者支援フロー図	41
-----	----------------	----

# I 序

## 1 計画の趣旨

暴力は、どんな理由にせよ決して許されない行為です。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情にある女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

配偶者やパートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、また、個人的な問題としてとらえられやすい傾向がありましたが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題として、その根絶を図る必要があります。

平成13年3月に制定した北海道男女平等参画推進条例は、「男女の人権の尊重」を基本理念の根底に据え、第7条に「(性別による権利侵害の禁止)」として「何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。」と規定し、精神的な暴力も含め、男女平等参画を阻害する暴力の禁止をうたっています。

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「法」という。)が施行され、国及び地方公共団体による被害者の保護義務が明示されるとともに、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護が図られ、配偶者からの暴力に対する社会的認識も一層高まりました。

平成16年6月に第1次の法改正が行われ、配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化等が規定されるとともに、国においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。)を策定し、各都道府県においては、この基本方針に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定することとされました。

この法改正を受け、道では、北海道男女平等参画推進条例の理念のもと、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、平成19年7月には、第2次の法改正が行われ、保護命令制度の拡充、市町村に関する努力義務等が規定されるとともに、平成20年1月に「基本方針」も改定されたことを踏まえ、この改正事項等を勘案し、平成21年度から25年度までの5ヶ年を計画期間とする第2次「基本計画」を策定し、配偶者暴力の防止及び被害者保護・支援に努めてきました。

平成24年8月の外国人登録法(平成17年法律第125号)の廃止や「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」(平成24年厚生労働省令第101号)の施行に伴い、関係規定の整備

のため、「基本方針」が一部改定され、平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者への法の適用対象の拡大や題名の変更等を内容とする第3次の法改正が行われるとともに、平成26年1月に「基本方針」も改定されました。

道では、第2次基本計画期間の満了による計画の改定に当たり、この間の法改正や基本方針の改正等に伴い新たに盛り込まれた事項を勘案するとともに、現行計画に盛り込まれている取組の進捗よく状況を反映して計画の改定を行い、今後、この計画に沿って施策等を着実に推進し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指すこととしています。

## 2 計画の性格

- (1) この基本計画は、北海道男女平等参画推進条例の趣旨を踏まえ、男女平等参画基本計画とともに、本道における男女平等参画社会の実現に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すものです。
- (2) この基本計画は法第2条の3第1項の規定に基づく計画とします。
- (3) 道の各機関は、相互に連携協力して、この計画の推進に当たります。

また、他の行政機関、市町村、民間団体、道民の皆さんには、この計画の推進について理解と協力を要請していきます。

## 3 期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの概ね5年間とし、法及び国の基本方針が見直された場合や、社会情勢の変化に伴い、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

## II 総論

### 1 基本的な考え方

(配偶者暴力を始めとした男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶)

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的な暴力や性的な暴力等身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をも含むものです。

配偶者からの暴力を根絶するためには、国、道、市町村が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、道民一人一人が配偶者や配偶者以外のパートナー、親しい男女間の暴力が重大な人権侵害であることの認識を深め、これを容認しない社会の実現に向け積極的に取り組む必要があります。

北海道は、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や配偶者以外のパートナー等からの暴力を始めとする男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

(配偶者暴力と児童虐待)

配偶者に対する暴力については、子どもに対する暴力との関係が指摘されるばかりでなく、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことから、児童虐待になります。

配偶者暴力が、次世代を担う子どもたちの育成に深刻な影響を与えるという観点からも、その根絶を目指さなければなりません。

(被害者の立場に立った切れ目のない支援)

配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、被害者に身近な行政主体である市町村をはじめ多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階において、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、被害者の意思を尊重した施策を検討する必要があります。

道内における相談や一時保護の状況をみると、切迫した被害が多いことがうかがえ、また、他の都府県とは異なる広域性も考慮した取組を進める必要があります。

このようなことから、道では、関係機関や団体等がそれぞれの役割を担うとともに、関係機関等相互の一層の連携を図ることにより、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うことが重要となっています。

(被害者の保護)

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、個人的問題として矮小化され、加害者も罪の意識が薄く、被害が深刻化しやすいという特性があります。

こうしたことから、被害者の保護に当たっては、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実に努めるなど、被害の未然防止と被害者の安全を第一とした迅速で適切な保護が何より求められています。

(自立支援)

被害者が将来に向けて安心して安全な生活を送ることができるよう、被害者が精神的、身体的ダメージから回復し、精神的、経済的にも自立するために、被害者の状況と意思に応じた多様な支援が必要とされており、そのための支援や自立支援に向けた総合的な体制づくりを進めていく必要があります。

(関係機関、団体の連携)

配偶者からの暴力の防止、被害者の保護に当たっては、啓発、発見、相談、一時保護、自立の各段階で、様々な関係機関、団体がそれぞれの役割に沿った活動や支援を行っています。

それぞれの機関、団体が持つ機能をより有機的に発揮し、総合的、継続的な取組としていくためには、関係機関、団体が配偶者からの暴力に対する認識を共通のものとして、相談、保護、自立の各階で相互に緊密に連携を図り、一体的な対応を行うことが求められています。

このような認識を踏まえて、以下の基本的な考え方に基づき施策を推進します。

- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります。
- 3 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 4 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 5 関係機関、団体の相互の連携協力を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のため、切れ目のない支援に向けたネットワークの充実に努めます。
- 6 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修啓発に努めるとともに加害者更生の調査研究の促進に努めます。
- 7 被害者からの苦情に対しては、二次被害が生じることのないよう適切に対応します。



## 2 配偶者からの暴力被害の現状

### (1) 被害の状況

内閣府が平成23年に行った「男女間における暴力に関する調査」（平成24年4月公表）によると、今までに配偶者からの暴力の被害に遭ったことのある女性は図1のとおり約33%であり、配偶者のいる女性の3人にひとりが何らかの被害に遭っていることになり、平成20年に調査した結果とほぼ横ばい状況となっています。

一方、男性の被害者は、平成20年と比較して0.5%増加しており、徐々に増加する傾向にあります。

また、これを5年以内に被害に遭ったことのある人に限っても図2のとおり12.0%の女性が何らかの被害に遭っていると回答しています。

交際相手からの被害については、図3のとおり、10代・20代で交際相手がいたことのある人のうち、身体的暴行だけでも8.3%の女性が被害を受けたことがあると回答しています。

図1 配偶者からの被害経験(いままで) (配偶者がいたことのある人のうち)

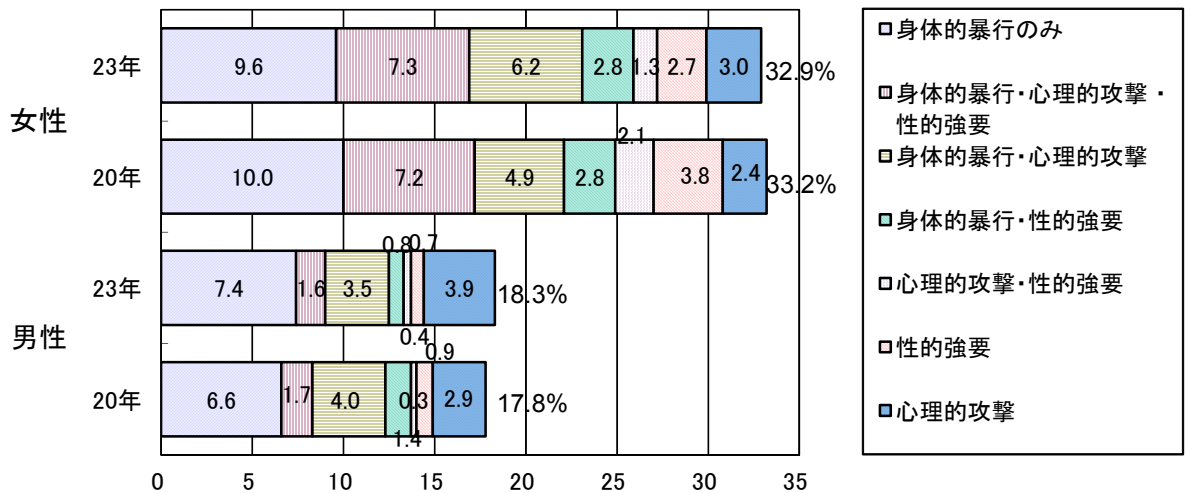


図2 配偶者からの被害経験(過去5年以内) (配偶者がいたことのある人のうち)

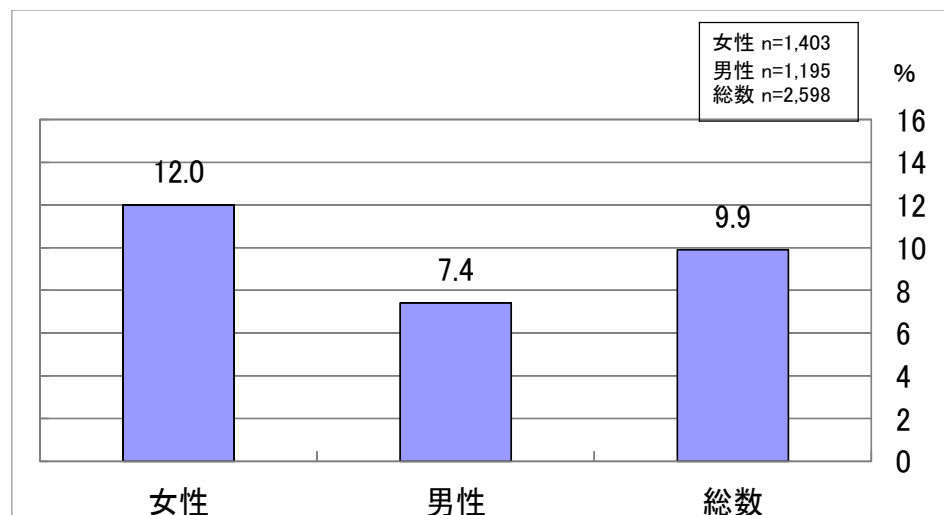
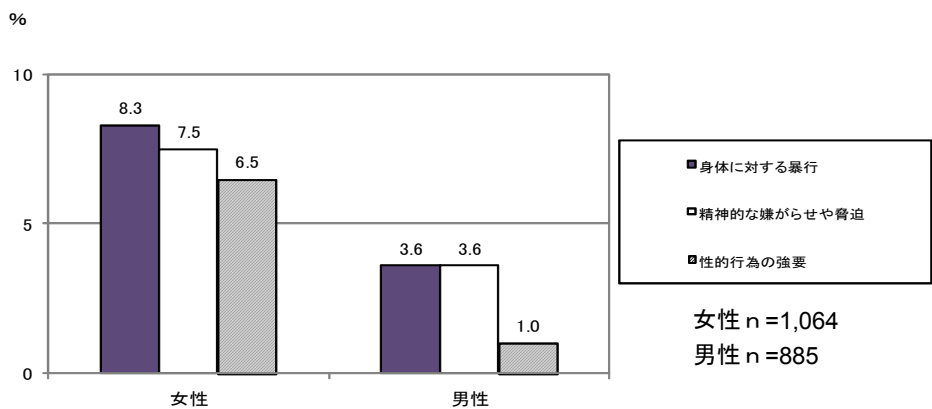


図3 交際相手からの被害経験 (10歳代・20歳代で交際相手がいた人のうち)

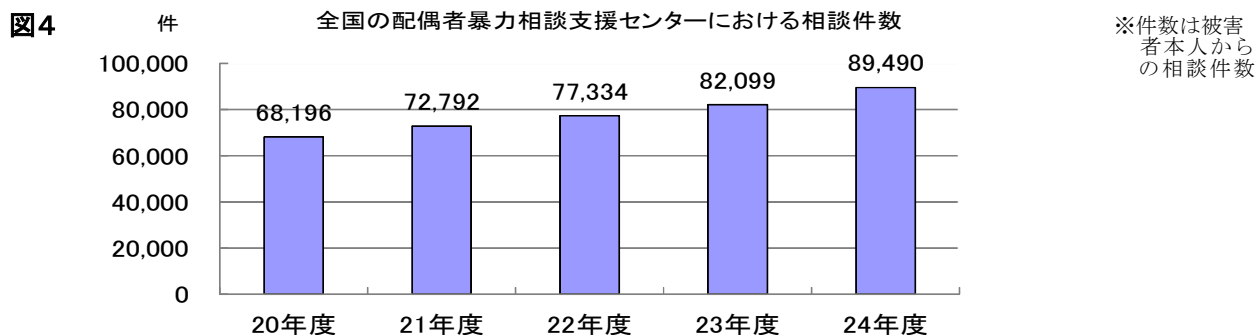


## (2) 相談等の状況

### ① 全国の状況

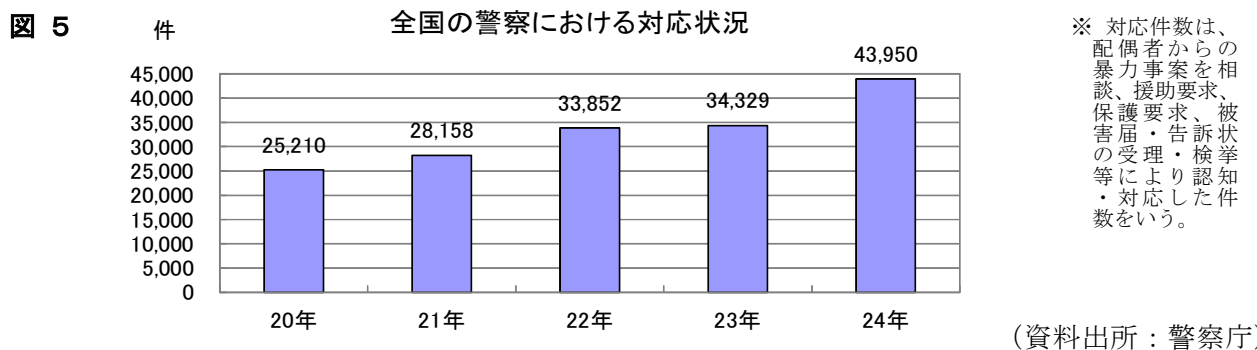
全国の配偶者暴力相談支援センターの施設数は、平成25年7月現在で、232ヶ所となっており、平成20年4月現在に比べ52ヶ所増加しました（うち市町村の支援センターは59ヶ所で、50ヶ所の増加）。

全国の相談件数は図4のとおり、平成24年度は89,490件で前年度に比べ9%増加しており、5年前の平成19年度に比べると、27,412件、44%増加しています。



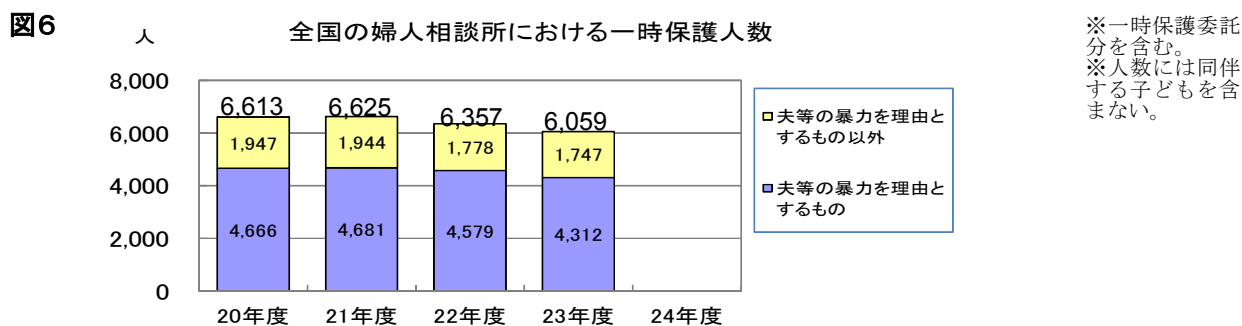
(資料出所：内閣府男女平等参画局推進課)

全国の警察における平成24年の対応件数は、図5のとおり、43,950件で前年に比べ28.0%増加しています。



(資料出所：警察庁)

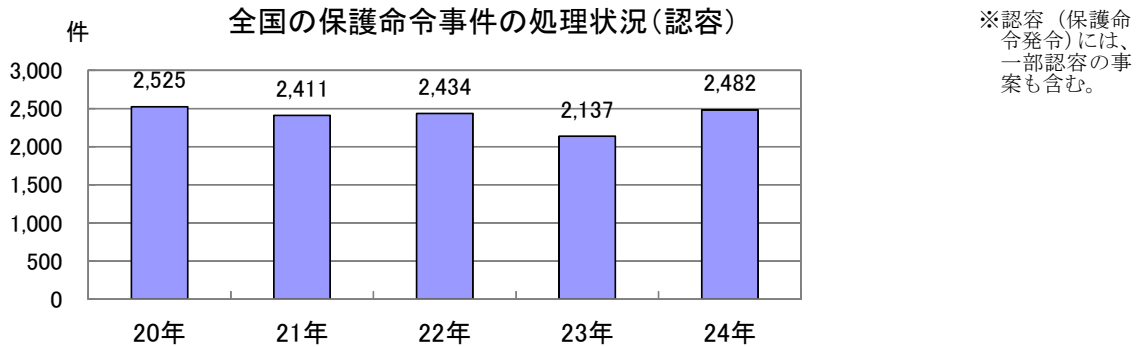
全国の婦人相談所における一時保護人数は、図6のとおり、近年、減少の傾向にあります。が、依然として4,000人以上が夫等の暴力により一時保護されています。



(資料出所：厚生労働省)

全国の保護命令事件の処理件数については、図7のとおり、平成24年は2,482件で、前年よりも345件増加しています。

図7



(資料出所：最高裁判所)

全国の配偶者による暴力事件(殺人、傷害、暴行の合計)のうち、夫による暴力事件の検挙件数は、表1のとおり、平成17年以降急増しています。平成24年は4,149件で、前年より47%増えており、特に暴行の件数が増えています。

表1 全国の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

(注：内縁関係にある者を含む。)

(件)

区分	年次	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
殺人		1,258	1,224	1,224	1,155	1,052	1,120	971	944	941	884
	うち配偶者	215	206	218	179	192	200	152	184	158	153
	うち夫によるもの	133	127	126	117	107	126	99	114	89	93
傷害		23,222	22,716	22,962	22,921	21,589	19,724	18,991	19,093	18,591	20,590
	うち配偶者	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346	1,339	1,282	1,523	1,415	2,183
	うち夫によるもの	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255	1,268	1,212	1,437	1,325	2,060
	うち傷害致死	173	135	138	139	104	129	112	110	118	102
	うち配偶者	18	14	20	15	10	15	15	11	9	15
うち夫によるもの	16	12	17	14	8	11	12	11	7	12	
暴行		9,341	10,525	13,519	19,175	21,203	21,660	21,006	21,529	21,541	23,167
	うち配偶者	234	290	379	707	933	1,045	1,082	1,452	1,518	2,121
	うち夫によるもの	230	284	359	671	870	975	1,013	1,376	1,415	1,996
合計		33,821	34,465	37,705	43,251	43,844	42,504	40,968	41,566	41,073	44,641
	うち配偶者	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471	2,584	2,516	3,159	3,091	4,457
	うち夫によるもの	1,574	1,554	1,749	2,082	2,232	2,369	2,324	2,927	2,829	4,149

※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等多様なものが含まれる。

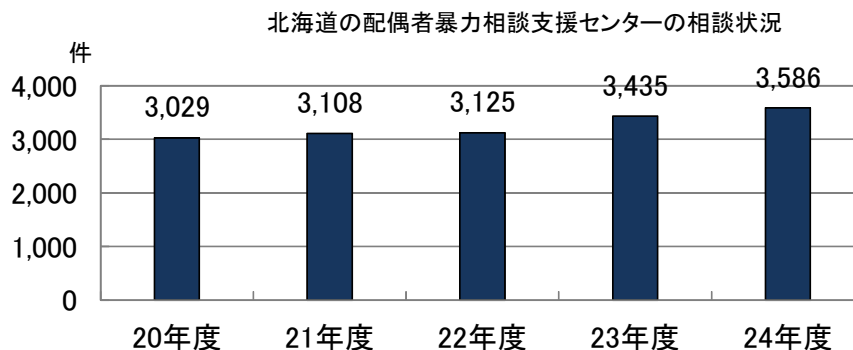
(資料出所：警察庁)

## ② 北海道の状況

### a 相談

道内の配偶者暴力相談支援センターは19ヶ所(平成24年度末)あり、寄せられた相談件数は、図8のとおり、平成24年度は3,586件と前年度に比べ4.4%増加しており、年々増加傾向で推移しています。

図8



(資料出所：北海道環境生活部くらし安全活局道民生活課)

表2 配偶者からの暴力被害者の地域別相談受理状況(平成24年度実績)

(単位：件)

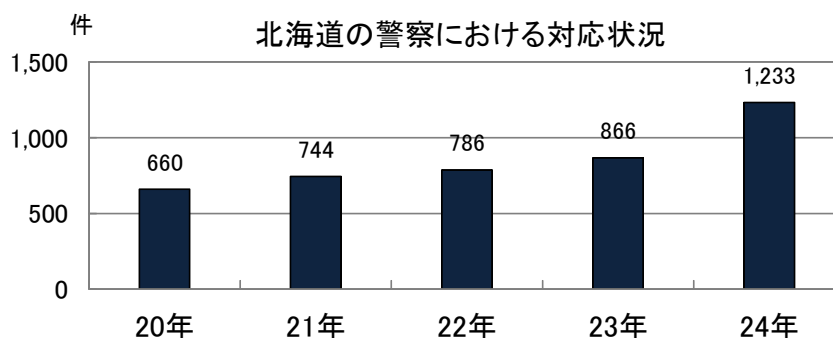
区分	札幌市	空知総合振興局	石狩振興局	後志総合振興局	胆振総合振興局	日高振興局	渡島総合振興局	檜山振興局	上川総合振興局	留萌振興局	宗谷総合振興局	十勝総合振興局	釧路総合振興局	根室振興局	道外	不明	総数	
相談件数	2,003	110	192	48	182	31	228	10	194	19	8	48	147	105	22	36	203	3,586
(%)	(55.9)	(3.1)	(5.4)	(1.3)	(5.1)	(0.9)	(6.4)	(0.3)	(5.4)	(0.5)	(0.2)	(1.3)	(4.1)	(2.9)	(0.6)	(1.0)	(5.7)	(100.0)

※ 各(総合)振興局及び旭川市の配偶者暴力相談支援センターで受理した相談は、相談者の現住所にかかわらず、各局に計上した。  
(資料出所：北海道環境生活部くらし安全活局道民生活課)

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、婦人相談員を設置している市(図12)において前年度と比較して減少しましたが、北海道警察(図9)、民間シェルター(図10)及び法務局(図11)への相談は増加しています。

配偶者からの暴力への認識の高まりや配偶者暴力相談支援センターなどの様々な相談窓口が拡充されたことに伴い、被害者が顕在化していることなどにより、全体的な相談件数は依然として高い状態にあり、年々増加しています。(図13参照)。

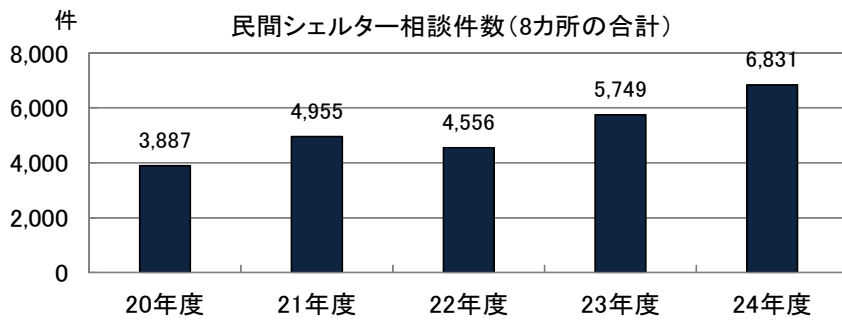
図9



※対応件数は、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

(資料出所：北海道警察本部)

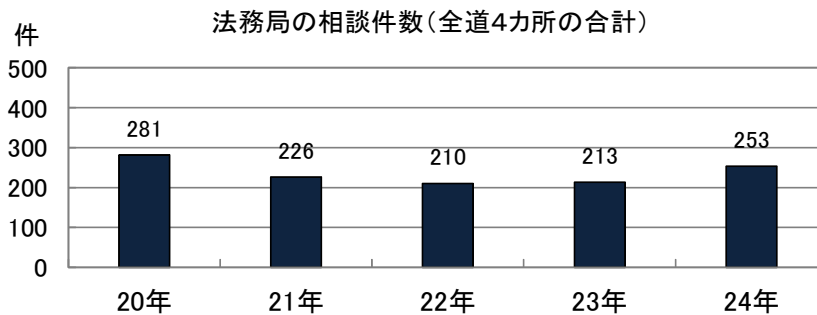
図10



※一時保護中の相談を除く。

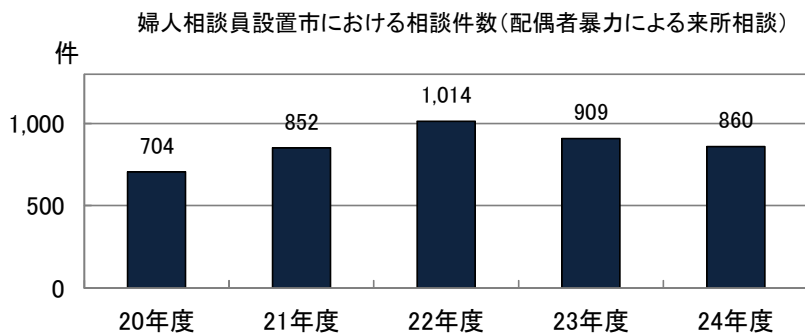
(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

図11



(資料出所：札幌法務局)

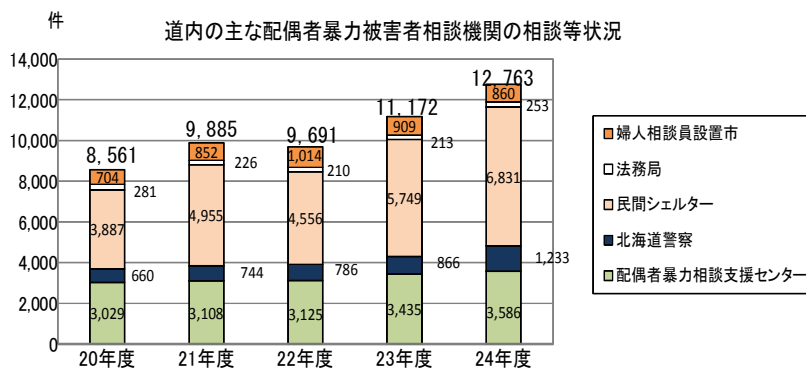
図12



※婦人相談員設置市(札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、苫小牧市、千歳市)

(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

図13(参考) ※ 図8から図12までを合計した件数

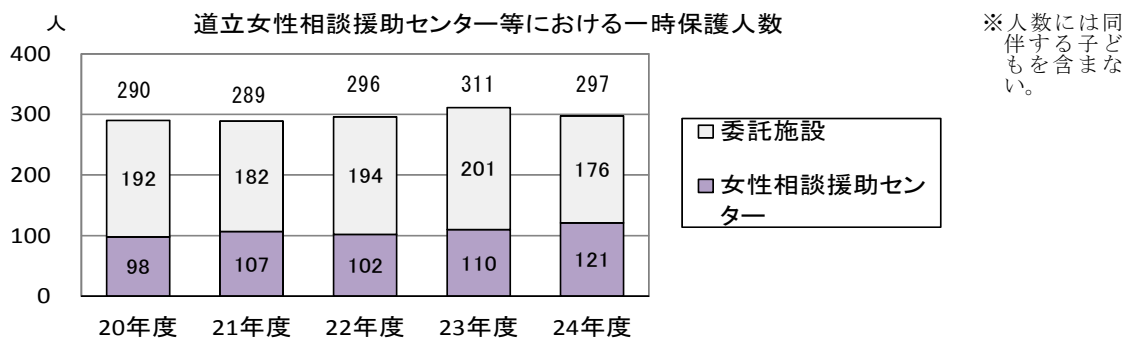


※ 北海道警察及び法務局については、年度ではなく暦年の件数を使用している。

## b 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや一時保護委託を行っている民間シェルター8ヶ所及び母子生活支援施設3ヶ所で行っており、これらを合わせた一時保護人数は、図14のとおり、平成24年度は297人で、前年度に比べ14名減少しています。

図14



(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

平成24年度の一時保護入所者297人の年齢別の状況は、従前どおり30歳代を頂点とする山なりを描き、20歳から40歳代で約75%を占めています。

一方、平成19年度には1人だった10歳代の一時保護者が13名となり、若年のDV被害者が増加しています。(表3)

また、世帯類型でみると、単身者は114人、子ども連れは、183人となっており、6割以上は子どもを同伴している状況となっています。(表4)

一時保護所入所の依頼についての経路別(平成24年度)では、警察関係が最も多く104人(35.0%)、他の相談機関(21.2%)や市の婦人相談員(19.5%)が次いで多くなっています。(表5)

表3 配偶者からの暴力被害者の年齢別一時保護状況(平成24年度実績) (単位：人)

区分	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	総数
女性相談援助センター	0	6	30	36	24	7	18	121
委託施設	1	6	37	51	44	10	27	176
合計	1	12	67	87	68	17	45	297
(%)	(0.3)	(4.0)	(22.6)	(29.3)	(22.9)	(5.7)	(15.2)	(100.0)

※人数には同伴する子どもを含まない。

(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

表4 配偶者からの暴力被害者の世帯類型別一時保護状況(平成24年度実績) (単位：人)

区分	単身者等	子ども連れ	総数
女性相談援助センター	55	66	121
委託施設	59	117	176
合計	114	183	297
(%)	(38.4)	(61.6)	(100.0)

※人数には同伴する子どもを含まない。

(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

表5 配偶者からの暴力被害者の経路別一時保護状況(平成24年度実績)

(単位：人)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他県の婦人相談所	市の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	総数
女性相談援助センター	3	50	0	0	46	6	14	0	1	1	0	0	0	121
委託施設	37	54	1	0	12	7	49	1	6	0	0	1	8	176
合計	40	104	1	0	58	13	63	1	7	1	0	1	8	297
(%)	(13.5)	(35.0)	(0.3)	(0.0)	(19.5)	(4.4)	(21.2)	(0.3)	(2.4)	(0.3)	(0)	(0.3)	(2.7)	(100.0)

※ 他の相談機関には、振興局、町村、シェルター等を含む。

※ 人数には同伴する子どもを含まない。(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

表6 配偶者からの暴力被害者の地域別一時保護状況(平成24年度実績)

(単位：人)

区分	札幌市	空知総合振興局	石狩振興局	後志総合振興局	胆振総合振興局	日高振興局	渡島総合振興局	檜山振興局	上川総合振興局	留萌振興局	宗谷総合振興局	林-乃総合振興局	十勝総合振興局	釧路総合振興局	根室振興局	道外	住所不定者	総数
女性相談援助センター	72	11	13	5	6	2	2	0	2	0	0	2	0	3	1	2	0	121
委託施設	11	6	3	2	44	4	53	4	5	0	0	11	15	10	1	7	0	176
合計	83	17	16	7	50	6	55	4	7	0	0	13	15	13	2	9	0	297
(%)	(27.9)	(5.7)	(5.4)	(2.4)	(16.8)	(2.0)	(18.5)	(1.3)	(2.4)	(0.0)	(0.0)	(4.4)	(5.1)	(4.4)	(0.7)	(3.0)	(0.0)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

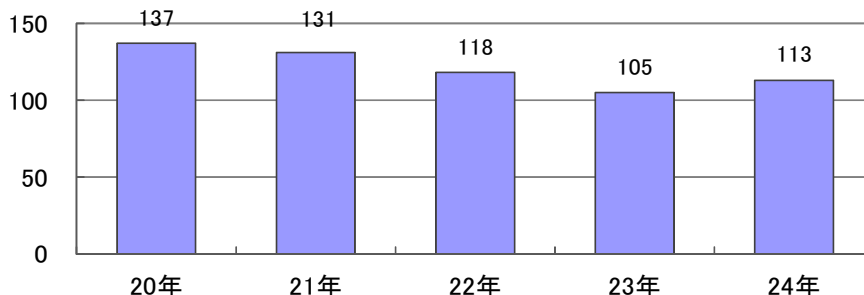
### c 保護命令

道内の保護命令事件の処理件数については、図15のとおり、平成24年は113件で、法施行後(平成13年10月)からの累計は、1,354件になっています。

また、保護命令に違反して検挙された者は34件です。(法施行後～平成24年12月末まで)(北海道警察本部調べ)

図15

保護命令事件の処理状況(最高裁判所)調べ(認容)



※ 認容(保護命令発令)には、一部認容の事案も含む。

(資料出所：最高裁判所)

※ 道内地方裁判所(本庁・支部)の合計。



#### d 配偶者による暴力事件

道内における配偶者による暴力事件(殺人、傷害、暴行)の検挙件数は、表7のとおり、年々増加傾向にありますが、特に平成24年は202件で、前年に比べ90件(80.4%)増加しています。

そのうち、夫の妻(内縁関係にある者を含む。)への暴力による検挙件数が187件で、前年に比べ85件(83.3%)増加しており、被害者のほとんど(92.6%)が女性となっています。

**表7 道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移**

(注：内縁関係にある者を含む。)

(件)

区分	年次	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
殺人		39	45	38	49	44	43	36	34	34	47
	うち配偶者	8	12	7	8	7	11	5	8	8	14
	うち夫によるもの	7	3	4	6	5	6	2	4	4	10
傷害		997	832	787	780	750	588	581	606	610	678
	うち配偶者	69	58	46	56	55	61	59	63	69	94
	うち夫によるもの	63	55	44	52	52	56	56	61	65	91
	うち傷害致死	3	4	2	6	3	3	1	4	3	3
	うち配偶者	0	1	0	0	0	1	0	3	1	1
うち夫によるもの	0	0	0	0	0	1	0	3	1	1	
暴行		358	398	385	524	628	781	650	573	628	791
	うち配偶者	15	11	15	26	27	45	27	30	35	94
	うち夫によるもの	15	9	9	26	27	41	26	30	33	86
合計		1,394	1,275	1,210	1,359	1,422	1,412	1,267	1,213	1,272	1,516
	うち配偶者	92	81	68	90	89	117	91	101	112	202
	うち夫によるもの	85	67	63	84	84	103	84	95	102	187

※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

(資料出所：北海道警察本部)

### Ⅲ 各論

#### 目標 1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

##### 1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。

そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や配偶者以外のパートナー、親しい男女間の暴力など男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて啓発を進めます。

道が平成14年度に実施した道民意識調査において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について「見たり聞いたりしたことがある」と回答した人が48.1%であったのに対し、平成23年度に実施したDV（配偶者からの暴力）に関する意識調査においては、78.9%になっており、認知度が高まっていることがうかがえます。

しかし、「その内容も知っている」と回答した人は、25.6%にとどまっており、内容面までの理解度は必ずしも高くありません。

また、内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」（H23）の中で、10代20代で交際相手がいた女性（女性全体の60.8%）のうち交際相手からの被害があったと答えた人は13.7%であり、若年層での被害も少なくないことがうかがえます。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、道民の社会的認識を高めることが重要です。

また、児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることが明確にされており、配偶者からの暴力から子どもを守るために、このことについても啓発を進めます。

さらに、被害者の適切な保護のためには、通報、一時保護や保護命令などのより具体的な制度等の内容について啓発を進めていく必要があります。

##### (1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

###### 〔施策の方向〕

配偶者からの暴力の問題に関する啓発については、特に次の点について道民の認識を高めるため、関係機関・団体と連携し、より積極的な広報・啓発及び教育に取り組みます。

###### i 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発

配偶者やパートナー、親密な関係にある男女間の暴力など、男女平等参画を阻害する暴力は許さないという意識が、社会全体で共有されるよう啓発に努めます。

###### ii 配偶者暴力についての認識の一層の浸透

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発に努めます。

また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならず、いわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることなど、「配偶者暴力」についての認識が一層浸透するよう啓発に努めます。

### iii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発

被害者の適切な保護に向け、法の趣旨・内容や保護命令制度の利用、相談窓口や一時保護等被害者の保護についての具体的な制度について啓発を進めます。

### iv 児童虐待との関わりについての啓発

配偶者からの暴力が子どもに深刻な影響を与えるものであること、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることについても啓発に努めます。

### v 外国人や障がい者への啓発

日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めます。

#### 【取組】

- パネル展やセミナーの開催、道の広報媒体の活用、情報誌の発行等による啓発に努めます。
- 一般道民や企業等を対象としたセミナーの開催等、啓発機会の拡大に努めます。
- 効果的な啓発方法として、インターネットのホームページやマスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）の活用に努めます。
- 民間の団体や大学等の教育機関などと連携した啓発活動や、市町村の広報誌への掲載依頼など関係行政機関等と連携した広報活動の推進に努めます。
- 外国語や点字によるリーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への啓発の充実に努めます。

## (2) 若年層に対する予防啓発の推進

配偶者からの暴力の防止は、学校・家庭・地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めることが重要です。

とりわけ、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、関連機関との連携や民間団体との協力などにより、若年層を対象とした啓発活動が重要です。

なお、若年層に対しての啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を有効に活用するなど、効果的手法に配慮する必要があります。

また、学校において、人権教育の中で、この問題を取り上げるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、配偶者や交際相手からの暴力に関する予防教育を行うことが望ましく、教師や学校関係者による啓発活動への理解を促進する必要があります。

#### 【施策の方向】

##### i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進

学校、家庭、社会を通し、人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育を進めます。

### 〔取組〕

- 学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等を通して子どもの人権や男女平等参画に関する教育の推進に努めます。
- 教師や学校関係者を対象とした研修会を開催し、配偶者や交際相手からの暴力に関する理解を促進するとともに、学校における予防教育を推進します。
- 学校教育関係者との連携により、学習に必要な教材等を作成します。

## ii 若年層への効果的な啓発の推進

交際相手からの暴力に関する若者への理解促進と相談窓口の周知を図ります。

### 〔取組〕

- 配偶者暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、「STOP DV」特設サイトに掲載するチェックリストの活用などによる若い年齢層への啓発に努めます。
- 若年層を対象とした予防啓発に当たっては、効果的手法に配慮しながら進めます。
- 青少年団体と連携した啓発活動に努めます。
- 学校教育関係者との連携を図り、交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口を周知するための効果的な啓発活動に努めます。

## 目標2 被害者の発見や相談体制の充実

### 2 被害者の早期発見

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速、適切な対応に努める必要があります。

#### (1) 通報による早期発見

配偶者の暴力から被害者を保護するためには、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、通報等により、配偶者からの暴力を発見するよう努める必要があります。

そのためには、一般の方々からの通報等、被害者の身近な方々の支援が重要です。

また、学校や児童相談所、保健所などとの連携や啓発を一層進める必要があります。

特に、医療関係者は、日常業務を行う中で配偶者からの暴力を発見しやすいと考えられることから、医療関係者との連携により、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対する円滑な通報が行われ、配偶者からの暴力の早期発見につながることを期待されています。

#### ① 一般からの通報

##### 〔施策の方向〕

##### i 通報の意義についての啓発

一般の方々に対して、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている法の趣旨や早期発見の意義等について、様々な機会を利用して啓発に努めます。

## ii 関係機関への通報の啓発

学校や児童相談所、保健所など配偶者からの暴力の早期発見につながる可能性のある機関や団体等への啓発に努めます。

### 〔取組〕

- 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用を図ります。
- 関係機関や団体等の研修や広報活動、市町村広報誌などに対し積極的に情報提供を行うなど連携を図り、よりきめ細かな啓発活動を進めます。

## ② 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

そのため、法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合には配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。

医療関係者にとっては、この趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが期待されます。

他方で、被害者の保護は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要です。

通報の同意を得られない場合、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるようにするためには、これらの関係機関に関する情報提供も必要となります。

医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

### 〔施策の方向性〕

#### i 医療関係者への啓発

医療関係者に対する通報や情報提供に関する法の規定と、その趣旨及び被害者を発見した際の対応等について、医師会等関係機関と連携して啓発に努めます。

#### ii 被害者保護に向けた連携

配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。

### 〔取組〕

- 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進を図るなど、被害者の発見、保護に向けた連携に努めます。

- 医療関係者に対し、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう周知に努めます。
- 配偶者からの暴力に関する会議等への参画等による連携の推進に努めます。
- 救急隊員に対しても法の趣旨の周知に努めます。

### ③ 福祉関係者からの通報

民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。

#### 〔取組〕

- 北海道民生委員、児童委員連盟が開催する研修会への講師派遣や、研修資料等の提供を行うなど、被害者の発見・保護に向け連携に努めます。
- 関係機関連絡会議において「民生委員・児童委員向け相談対応マニュアル」の周知や研修による利用促進を図るなど、被害者に適切に対応できるよう連携に努めます。

## (2) 通報等への適切な対応

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察官は、被害者の安全確保を第一として被害防止の措置・被害者の相談・一時保護の迅速、適切な対応に努めます。

### ① 配偶者暴力相談支援センター

#### 〔施策の方向〕

#### i 被害者の安全確保

被害者の安全確保を第一に、警察官、その他の関係機関と連携を図るなど、迅速、適切な対応に努めます。

また、被害者が高齢者又は障がい者で、通報の内容から虐待に当たると思われる場合には、高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、市町村に通報を行うとともに、その後の支援に際しては、市町村と十分な連携を図ります。

#### 〔取組〕

- 通報を受けた場合、被害者の安全確認を行うとともに、通報者に対し、必要に応じ、被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうなど協力を求め併せて加害者にそのことを知られないよう依頼します。
- 道立女性相談援助センターは、医療機関専用電話を活用し医療関係者からの通報に対し適切に対応するよう努めます。
- 被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨します。

- 被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講じます。
- 通報者の氏名等を公にすることがないように十分な注意を払います。
- 高齢者虐待又は障がい者虐待に当たると思われる場合には、市町村に通報するとともに市町村への届け出に関する説明など、市町村と連携して、被害者の支援を行います。

## ② 警察

### 〔施策の方向〕

#### i 被害の防止

警察官は、通報やパトロールでの発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

### 〔取組〕

配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、次に掲げる対応を行います。

- 暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護します。
- 被害者、被害者の親族、支援者等（以下「被害関係者等」という。）から内容を聴取するなど必要な捜査を行い、加害者に対する事件化の検討や指導警告を行うほか、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。
- 被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示をするなどの指導及び助言を行います。

## 3 相談体制の充実

北海道にあって、相談体制の充実を図るためには、北海道の広域性を考慮する必要があります。また、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるようきめ細かな対応に努めることが重要です。

さらに、配偶者からの暴力についての相談は、他の問題と関わることも多いことから、この点についても留意する必要があります。

現在は、道の設置する全道16ヶ所のほか、札幌市2ヶ所、旭川市、函館市各1ヶ所の、合わせて20ヶ所の配偶者暴力相談支援センターや警察署、民間シェルター、市町村、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所等が配偶者からの暴力や関連する問題について、相談を受けています。

相談内容も多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターやその中核的機関である道立女性相談援助センターの相談機能の充実を進めるほか、福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関、市町村、団体とのネットワークの充実を図り、全道的な相談体制の整備に努めます。

被害者の身近な相談機関として、市町村の関係部署や地域の保健所などは重要な役割を果たしています。特に、市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有して

いることから、今後、一層市町村との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、国や道、民間団体の調査においても、配偶者からの暴力が行われている家庭では、同時に児童への暴力との関係が指摘されていることから、児童相談所等の関係機関との連携も重要です。

児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に含まれることが明確に規定されていることから、特に同伴する子どもに関して、児童相談所等の関係機関と連携し、保護及び支援など適切な対応に努めます。

被害者への相談対応に当たっては、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けること等被害者の人権に配慮した対応に努めるとともに、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めます。

### ① 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力についての中心的な相談機関である配偶者暴力相談支援センターは、道においては、現在、道立女性相談援助センター、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課及び各（総合）振興局保健環境部環境生活課（14ヶ所）の合計16ヶ所が位置づけられ、配偶者からの暴力の相談を受けて、必要な助言を行っています。

道の配偶者暴力相談支援センターの中核施設である道立女性相談援助センターでは、被害者の心身の健康を回復させるための心理相談、自立支援、保護命令制度についての情報提供・助言、関係機関との連絡調整等の支援を行っています。

また、道では、障がいのある相談者に対しては、点字版リーフレットを作成し、各配偶者暴力相談支援センターや市町村に配付しています。

なお、道内の市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターについては、現在、札幌市2ヶ所、旭川市、函館市の各1ヶ所の合わせて4ヶ所が開設しています。

## 〔施策の方向〕

被害者からの相談に対応するために、相談機能の強化、関係機関との連携の充実に努めます。

### i 道立女性相談援助センターの相談機能の強化

道立女性相談援助センターは、相談、心理判定等を担う職員、嘱託医等を配置した体制となっており、道の中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、他の相談機関からの処遇困難なケース等に係るアドバイス要請に対応するなど、相談機能の強化に努めます。

福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関、団体との連携を図り、多様な相談に対する機能の充実に努めます。

### ii 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備

環境生活部くらし安全局道民生活課は、国及び関係機関からの情報提供、広報啓発、統計調査等、配偶者暴力防止施策に係る総合調整機関としての機能を果たすとともに、関係機関とのネットワークの充実を図り、全道的な相談体制の整備に努めます。

### iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進

（総合）振興局の配偶者暴力相談支援センター（各（総合）振興局保健環境部環境生活課（14ヶ所））は、被害者の身近な市町村や地域の関係機関との連携のため、地域のネットワークの充実に努めます。



#### iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進

被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、関係機関と連携し、人権に配慮した対応に努めます。また、被害者が、外国人、障がい者、高齢者であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うよう努めます。

#### v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備

児童相談所等との連携により、同伴の子どもに対する相談体制の整備に努めます。

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、児童相談所、市町村、福祉事務所、警察等の関係機関と連携し、子どもの保護及び支援のため、適切に対応します。

また、各市町村の要保護児童対策地域協議会とも連携協力します。

#### 〔取組〕

- 道立女性相談援助センターは、中核的配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実に努めます。
- 道立女性相談援助センターは、相談時間の延長など相談体制の一層の充実に努めます。
- 道立女性相談援助センターは、来所又は電話での、弁護士による「法律相談」を引き続き実施します。
- 日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者からの相談に適切な対応ができるよう必要な研修等の充実に努めます。
- 被害者が自分自身や家族の精神障がい等の問題を抱えている場合など、必要に応じ、道立精神保健福祉センター等との連携に努め支援します。
- 関係機関に対して、全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報の発信等に努めます。
- 全道の関係機関連絡会議開催による情報共有を図ります。
- 地域の関係機関連絡会議開催による情報共有を図ります。

## ② 警察

### 〔施策の方向〕

#### i 相談体制の充実と関係機関との連携

警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応していきます。

配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携をさらに強化していきます。

#### 〔取組〕

相談において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、被害者に対し、次に掲げる警察がとり得る各種措置を教示した上で、被害者の意思決定を支援するなど、適切に対応します。

- 被害関係者等から内容を聴取するなど必要な捜査を行い、加害者に対する事件化の検討や指導警告を行うほか、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。

- 被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示をするなどの指導及び助言を行います。
- 被害関係者等からの相談に対しては、女性警察職員等による相談対応や被害関係者等と加害者及び加害関係者を分離するなど、被害関係者等が相談しやすい環境に配慮します。
- 配偶者からの暴力を受けている被害者から、援助を受けたい旨の申出があり、相当と認めるときは、次に掲げる必要な援助を行います。
  - a 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難、その他必要な措置を教示する。
  - b 加害者に被害者の住所又は居所を知られないような方法を教示する。
  - c 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）を行う。
  - d 被害者が配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために上記以外の適切な援助を行う。
- 被害者に被害届の提出の意思がない場合であっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働きかけます。

### ③ 市町村との連携

法第2条により、市町村は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援を含め、適切な保護を図る責務を有しています。

さらに平成19年の法改正により、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務となりました。

特に北海道の広域性を考慮すると、身近な行政主体である市町村に支援の窓口として配偶者暴力相談支援センターが設置されることは重要であると考えられます。

市町村は、被害者の身近な相談機関として、福祉・保健・教育等多くの関係部署があり、相談から自立支援まで重要な役割を担っています。

今後、一層、被害者の身近な相談機関である市町村との連携や相談体制の整備に向けた支援に努める必要があります。

#### 〔施策の方向〕

##### i 市町村の相談窓口との連携と支援

被害者に身近な相談窓口としての市町村による支援がより効果的に推進されるよう連携を進めます。

#### 〔取組〕

- 市町村において、被害者の相談に対し、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置が進むよう働きかけるとともに、積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言など支援の充実に努めます。
- 市町村に、配偶者暴力相談支援センターが設置されることは、被害者にとって、より望ましいことから、希望に応じて必要な支援を行うなど設置に向け働きかけていきます。

- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に際しては、運営に必要な技術支援や情報提供などの支援を行います。
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要な財政措置について、国に要望していきます。

#### ④ その他の関係機関との連携

##### 〔施策の方向〕

##### i 全道的な相談機関のネットワークの充実

被害者の相談窓口として民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、児童相談所等とのネットワークの充実に努めます。

##### ii 多様な相談体制の整備

多様な相談に対応するため関係機関との相互連携を進め、相談、支援体制の充実に努めます。

##### iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実

各（総合）振興局ごとに、地域の関係機関とのネットワークの充実に努めます。

##### 〔取組〕

##### ○ 民間団体との連携

配偶者からの暴力の相談活動を行う民間シェルター等の民間団体も、被害者の多様な相談対応に大きな役割を担っていることから、相談対応に当たっては、今後も連携に努めます。

##### ○ 民生委員・児童委員との連携

民生委員、児童委員は、被害者の発見にも重要な役割を果たすと考えられるので今後一層の連携に努めます。

##### ○ 人権擁護機関との連携

各法務局及び人権擁護委員連合会との連携を強化しながら、被害者の相談対応に努めます。

##### ○ 関係機関連絡会議において人権擁護委員向け相談対応マニュアルの周知・利用促進を図るなど、被害者に対し適切な対応ができるよう連携に努めます。

##### ○ 福祉事務所等との連携

福祉事務所、保健所、児童相談所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令により福祉、保健、医療、子どもなどに関する身近な相談機関であり、今後も連携しながら被害者の相談対応に努めます。

## 目標3 被害者の適切な保護

### 4 保護体制の充実

#### (1) 一時保護

被害者が加害者から逃れ、身の安全を図るためには、緊急に避難する場所が必要です。

そのための一時保護は、法により、都道府県の責務とされています。

道では、道立女性相談援助センターにおいて一時保護を行うとともに、本道の広域性を考慮し、民間シェルターや母子生活支援施設に一時保護業務を委託しています。

また、この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所などの一時保護所の活用等、状況に応じた施設での対応に努めます。

一時保護の場合、被害者や同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関との連絡等により、緊密な連携に努める必要があります。

また、障がい者虐待又は高齢者虐待に当たる可能性がある場合や虐待を受けた子どもや家庭に対する援助については、市町村の役割が大きいことから、市町村と密接に連携を図ることが必要です。

被害者の人権への配慮、秘密の保持、同伴する子ども等の保護等、安全で安心な保護に努めるとともに、特に日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への対応についても配慮します。

一時保護の他都府県との連携についても状況に応じて対応します。

また、男性の被害者からの相談は、女性に比べ極めて少ないこともあり、専用の保護施設はありませんが、被害者保護の観点から、適切な一時保護等の委託先の確保に努めます。

#### ① 道立女性相談援助センター(婦人相談所)

道では、道立女性相談援助センターが、市町村や警察等の関係機関と連携しながら、女性の被害者の一時保護(夜間及び休日の緊急時も対応)を行っています。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう、相談、心理判定、指導担当職員及び保育士、弁護士、嘱託医、看護師等の職員を配置し、相互に連携しながら、入所者に対する自立支援に関する相談や心理相談、同伴する子どもの保育指導等を行っています。

この他、弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」を実施しています。

また、同伴する子どもに対しても、必要に応じ、心理判定を行い、児童相談所と連携し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。

### 〔施策の方向〕

#### i 受入れ態勢の充実

被害者が安心して援助を受けられるよう被害者の心身の健康の維持・回復及び同伴する子どもの学習機会の確保など受入れ態勢の充実に努めます。

また、入所者の高齢化、多様化に伴い様々な支援が必要となっています。

#### ii 関係機関との緊密な連携

一時保護に当たっては、警察や福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関と速やかに連

絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

#### 【取組】

- 入所期間中においては、必要に応じ、警察の対応を求めるなど、加害者からの追及に対処します。
- 弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」を引き続き実施します。
- 入所期間については、他の施設等への入所等の措置が執られるまでの間や指導、援助を行うために必要な最小限の期間としていますが、入所者の状況により、弾力的な対応に努めます。
- リラクゼーション・プログラムを心理的な回復を目的に行います。
- 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため、関係機関と連携を図ります。
- 同伴する子どもについては、必要に応じ、児童相談所等と連携し、適切な保護及び支援に努めます。
- 同伴する子どもの学習については、加害者の追及等により通学が困難なため、教育関係機関の協力を得ながら、同伴する子どもの教育機会の確保に努めます。
- 外国人の被害者については、入国管理局等関係機関と連携を図りながら支援を行うほか、必要に応じ、外国人支援団体の協力を得て、通訳の確保など体制づくりに努めます。
- 一時保護や施設入所について、都道府県を越えた広域的な連携の取り組みを進めます。
- 道立女性相談援助センターのバリアフリー化の充実について検討を行います。

#### ② 被害者の一時保護を委託する施設

広域な本道において、適切な一時保護を実施するため、道立女性相談援助センターにおいては、自ら一時保護を行うとともに、道内8ヶ所の民間シェルター及び3ヶ所の母子生活支援施設に一時保護業務を委託しています。

現在、道内6連携地域すべてに一時保護施設があります。

一時保護件数は、平成20年度から平成24年度まで、300件前後で推移しています。一時保護件数全体の中で委託の件数が約6割を占め、一時保護において委託施設が大きな役割を果たしています。

#### 【施策の方向】

##### i 全道的な一時保護体制の充実

民間の一時保護委託施設では、実質的に被害者に対する相談から一時保護、自立まできめ細かな支援が行われており、道が行う被害者の支援対策を補完する役割を担っていることから、今後も連携し、一時保護体制の充実に努めます。

#### 【取組】

- 広域な北海道における一時保護体制を充実させるため、今後とも、積極的な活動を行っている施設、団体との連携の確保に努めます。
- 男性被害者の一時保護については、委託により社会福祉施設などを活用し実施します。

## (2) 保護命令制度の利用

保護命令制度は、「配偶者からの身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去又は④電話等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令し、加害者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

道内の保護命令の認容件数は、平成19年の129件から平成20年には137件と増加しましたが、平成21年から平成23年までは減少し、平成24年には113件と増加しています（道内地方裁判所計）。全国では平成19年2,186件、平成20年2,525件と増加しましたが、平成22年2,434件、平成23年2,137件と減少し、平成24年2,482件と増加傾向に転じています。

配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等においては、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立てについての助言などの支援に努めています。

### 〔施策の方向〕

#### i 保護命令制度についての周知

法改正により、保護命令制度の適用対象の拡充が図られており、拡充された内容等について一層制度の周知に努めます。

#### ii 保護命令についての適切な助言と支援

円滑な保護命令の申立てができるよう、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するよう事情を申し出ることが可能であることなど、保護命令の利用について適切に助言するとともに、関係機関との連絡など支援に努めます。

また、被害者が保護施設等を退所する場合や、遠隔地へ避難する場合等において、被害者の住所又は居所を管轄する警察や、新たな避難先になる地方公共団体と連携を図り、被害者の安全確保に努めます。

### 〔取組〕

- 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供に努めるとともに、申立てに当たり、申立て先の裁判所との連絡や助言など支援に努めます。
- 他の相談機関等においても、保護命令制度について適切な助言がされるよう、情報提供に努めます。
- 道立女性相談援助センターでは、弁護士による「法律相談」を引き続き実施します。
- 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令通知書の送付を受けた時には、警察や地方公共団体と連携して、被害者の安全確保に努めます。

### 〔警察における対応〕

警察において保護命令の通知を受けた場合は、次に掲げる対応を行うこととしています。

- 速やかに被害関係者等と連絡を取り、配偶者からの暴力による危害の防止や緊急時の迅速な通報等について教示します。
- 被害関係者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められたときは、被害関係者等に対し、自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を助言します。
- 加害者に対しては、保護命令が確実に遵守されるよう指導するとともに、保護命令違反が罪になることを警告します。

## 目標 4 被害者の自立の支援

### 5 自立支援

被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用が適切に行われる必要があります。

平成24年度の退所者297人の一時保護所退所後の状況は、新たに住宅を借りるなどし、生活を始めた人が154人（約52%）、次いで帰宅が39人（約13%）となっており、また、177人（約60%）が生活保護を受けている現状にあります。

配偶者暴力相談支援センターや一時保護委託施設では、被害者の意思を尊重しながら、被害者に対し職業安定所からの求人情報の提供、生活保護等について福祉事務所との連絡調整、保護命令の手続や離婚調停手続の相談対応、一時保護所退所後のアフターケアや弁護士相談の紹介等、自立支援に向けた援助に取り組んでいます。

被害者の自立支援を円滑に行うためには、それぞれの関係機関、団体の持つ支援機能が総合的、継続的に働くよう、支援体制を整備していくことが求められます。

また、市町村は住民に身近な行政機関として、住民基本台帳等閲覧制限、国民健康保険被保険者証の交付、公営住宅の入居等の手続、子どもの保育所への入所相談など様々な被害者支援の業務を行うなどの機能を有していることから、総合的な自立支援に向け、より密接な連携を図る必要があります。

一時保護施設を退所した後も、専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活を始めた被害者に対し、関係機関等による相談等の支援が途切れることのないよう配慮することが必要です。

### 〔施策の方向〕

#### i 総合的な支援体制の整備

被害者の自立支援に向けて、就業の促進、住宅の確保、援護等が必要なことから、総合的な支援に努めます。そのため、関係機関と連携しながら支援体制の構築に努めます。

### 〔取組〕

- 関係機関連絡会議において「DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブック」の周知・利用促進を図るなど、関係機関との連携の充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

- 各市町村において庁内の手続きを一元化し、ワンストップ・サービスが促進されるよう窓口の明確化や共通様式の作成に関する情報提供に努めます。
- 関係機関へ被害者が出向く際、事案に応じ同行し、被害者の負担を軽減するとともに、手続きの円滑化を図ります。

## ii 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが重要です。

被害者の状況に応じて、公共職業安定所等と連携し、情報提供や助言を行い、就業の支援に努めます。

### 〔取組〕

- 公共職業安定所における求人情報や就職・能力開発に関する相談等、支援機関の情報を収集し、情報提供や助言に努めます。
- 職業訓練施設等における社会情勢の変化や地域ニーズに対応した職業訓練制度等について情報提供や助言に努めます。
- 公共職業安定所の窓口などにおいて、被害者の状況等の理解と配慮した対応がなされるよう、公共職業安定所に対して要請します。
- 就業に関する各種研修などの情報について情報提供に努めます。
- 子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の対象となるので、こうした機能の活用についても積極的に情報提供、助言に努めます。
- 被害者の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう、実施機関等の情報提供に努めます。

## iii 住宅の確保

被害者の実情等に応じて、地方公共団体における住宅部局や福祉部局のほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が緊密な連携を図り、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する確かな情報提供を行うなど、被害者の居住の安定が図られるよう対応に努めます。

被害者の公営住宅への優先入居等について、地域の住宅事情や管理の状況等を総合的に勘案した適切な対応が図られるよう各市町村に技術的助言や情報提供するよう努めるほか、道営住宅における取扱いについて被害者の実情等に応じた適切な対応に努めます。

### 〔取組〕

- 公営住宅空き状況等の情報提供に努めます。
- 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、地域の住宅事情や管理の状況等に応じた適切な対応が図られるよう市町村に技術的助言や情報提供するよう努めます。
- 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置や、単身被害者の同居親族要件の緩和措置などに努めます。
- 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、関係団体と連携し、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について努めます。



#### iv 援護制度の活用

被害者の自立に当たり、生活保護、児童扶養手当等の援護制度が必要な役割を担うことから、関係機関と連携し、円滑な対応が図られるよう努めます。

##### ア 生活保護

###### 〔取組〕

- 被害者に対して、事案に応じ、生活保護制度の適用について、市町村、(総合) 振興局 保健環境部社会福祉課・社会福祉事務出張所への相談に関する情報提供等を行います。
- 被害者は、着の身着のまま避難してきているケースが多いため、生活保護の申請を行う場合が多く、また、速やかな手続が求められることから、市町村や福祉事務所に対しては、配偶者からの暴力被害についての理解が一層進むよう、研修等を活用して理解促進を図ります。

##### イ 児童扶養手当

###### 〔取組〕

- 同伴する子どものいる被害者に対しては、自立するに当たり、父又は母が保護命令を受けた児童についても児童扶養手当の支給が可能となることも含め、離婚母子家庭等に支給される制度の仕組みや手続先などの細やかな情報提供を行います。

##### ウ 母子生活支援施設

###### 〔取組〕

- 同伴する子どものいる被害者に対しては、子どもの保育や教育等を含め、心身の健康回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行っている母子生活支援施設の活用について情報提供を行います。

#### v 健康保険に関する適切な情報提供

被害者が加害者の扶養家族となっている健康保険証を使用した場合、加害者側に居所が知られる可能性があることを被害者に対し周知するとともに、新たな健康保険証の取得の方法等について情報提供に努めます。

###### 〔取組〕

- 被害者が健康保険証を取得するため、加害者の扶養家族から外す場合は、必要に応じ証明書を道内の配偶者暴力相談支援センターで発行します。
- 子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行します。

#### vi 国民年金に関する適切な情報提供

被害者が不利益を被らないよう、被害者の状況に応じ、国民年金の加入手続について情報提供に努めます。

##### 〔取組〕

- 相談機関等に対して、年金に関する必要な手続等に関する情報を被害者に適切に提供できるよう取扱いなどの周知に努めます。

#### vii 同居する子どもの就学等

関係する教育委員会及び学校と連携を図るとともに、同居する子どもの就学等についての必要な措置について、被害者に助言等の支援を行います。

また、転校などにより、被害者の子どもの学ぶ権利が侵害されることのないよう学校関係者に対する理解の促進に努めます。

##### 〔取組〕

- 被害者や被害者と同居する未成年の子どもに対する接近禁止命令制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校に周知します。
- 被害者や被害者と同居している未成年の子どもに対する接近禁止命令が発令された場合には、その旨を学校に申し出るよう被害者に助言します。
- 教育委員会や学校に対して、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理するよう要請するとともに、被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルを作成します。
- 教育委員会や学校と連携して、必要に応じ、家庭教育カウンセラー相談事業や、子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用などが図られるよう努めます。
- 被害者に対し、必要に応じて保育所の利用及びその他の保育サービスに関する情報提供に努めます。

#### viii 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の保護を図る観点から、市町村においては、被害者から申出があった場合、住民基本台帳の閲覧制限等の措置が執られています。

被害者の安全のため、情報の保護に努めるとともに、被害者に対して助言等を行います。

また、被害者が外国人住民である場合や交際相手からの暴力による被害者についても支援措置の対象となることに留意して、適切に対応します。

##### 〔取組〕

- 加害者等から不当な目的で交付又は閲覧の請求が行われることを防ぐため、本人確認など厳格な審査が行われていることから、被害者に対して必要に応じ、適切に住民基本台帳の閲覧制限等の申出が行われるよう情報提供等に努めるとともに、市町村と連携し啓発に努めます。

- 住民基本台帳の閲覧制限等の対象となっている被害者の情報については、加害者等に対して提供することがないように市町村に対し周知徹底を図ります。

#### ix その他

その他、被害者の自立支援に向けた取組に努めます。

#### 【取組】

- 離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介、民事法律扶助制度の紹介、生活資金等の貸付として生活福祉資金や母子寡婦福祉資金の活用相談対応など被害者の自立に向けた多様な情報提供に努めます。
- 道立女性相談援助センターでは、一時保護所退所後の被害者に対して、必要に応じ、継続的な支援に取り組みます。
- 道立女性相談援助センターでは、一時保護した被害者の中で、自立のため長期（概ね1年）の援助が必要と判断され、かつ入所を希望する場合には、婦人保護施設における支援を行います。
- 市町村に対して、国民健康保険や国民年金、児童手当、保育所関係等の手続窓口において被害者や同伴する家族の住所等の個人情報について適切な管理を行うよう要請します。

## 目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

### 6 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国や地方公共団体のほか、被害者の保護、自立支援などに積極的に活動している民間シェルターや母子生活支援施設など民間団体と緊密に連携を取りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

民間シェルターでは、被害者保護や自立支援のため活発に活動しており、被害者の保護に当たり、柔軟で機動的な対応を行うとともに、配偶者からの暴力の相談においても、身近な相談機関としての役割を果たしています。

しかし、民間シェルターは、会員からの会費収入を主な収入としているため、その財政基盤は弱い面があります。

このため、道では、平成11年度から民間シェルターに対する補助を継続して行っており、また、市町村では平成25年度において10市1町が民間シェルターへの財政支援を行っています。

母子生活支援施設は、同伴する子どもがいる母親を対象とする施設であり、社会福祉援助技術及び自立支援のノウハウを生かし、同伴する子どもへの支援を行う等、子どもを伴う被害者に対する専門的な支援を行っています。

## 〔施策の方向〕

### i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を強めながら、被害者への支援体制の充実に努めます。

#### 〔取組〕

- 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実に努めます。
- 今後も、被害者支援を充実するためのパートナーとして、民間シェルター、母子生活支援施設と積極的に連携していくとともに、民間シェルターが被害者保護に関する活動を継続できるよう支援に努めます。
- 母子生活支援施設は、母子を保護するとともに、その自立を促進するための支援を行っており、今後も継続して連携に努めます。

## 7 市町村、関係機関、団体等との連携協力

被害者の保護及び自立支援を効果的に実施するためには、国、地方公共団体を始めとする、多様な機能を持った関係機関や民間団体が相互に連携を図り、各機関等が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において緊密に連携し、その適切な保護や自立支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互に連携協力する仕組みを構築していく必要があります。

国の基本方針において、都道府県と市町村の基本的役割が示されていますが、道では一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、被害者の支援における中核としての役割を果たしていきます。

また、市町村においては、人口規模などの地域の状況に応じ、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保や、地域における継続的な自立支援等身近な行政主体としての役割が発揮されることを期待します。

また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要であり、今後とも連携が必要です。

道では、広域的な連携を図るため、全道的な連絡会議として「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置するとともに、各地域における連携を図るため、地域ごとに「(総合) 振興局地域連絡会議」を設置しています。

## 〔施策の方向〕

### i 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実

警察本部、地方裁判所、医師会、弁護士会等の関係機関、団体による全道的ネットワークを活用して、配偶者からの暴力の防止と被害者からの相談や一時保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進します。

### ii 地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進

地域ごとに、具体的な支援に向け、各警察署、市町村、民間シェルター、母子生活支援施設など関係機関、団体のネットワークを活用して、問題解決に向けた協力関係の充実に努めます。

### iii 市町村基本計画に対する支援

法第二条の三第3項により市町村においても基本計画の策定が努力義務とされていることから、策定のための支援に努める必要があります。

#### 〔取組〕

- 広範多岐にわたる被害者の状況について理解を深めることで適切な支援が行えるよう、連絡会議等において情報交換や事例研究を行うとともに、随時検討し、情勢に合わせた関係機関の参加により、適切な構成となるよう努めます。
- (総合) 振興局ごとに配偶者暴力相談支援センターを中心に、各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークを活用して、被害者に対して具体的かつ適切な対応ができるよう努めます。
- 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを活用するなど連携に努めます。
- 市町村基本計画を策定する際参考となるひな型の周知など策定のための支援に努めます。

## 目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実

### 8 職務関係者の研修、人材育成

被害者の相談対応、自立支援等を適切に行うためには、職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要になります。

被害者は配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分配慮するとともに、被害者の人権を尊重し、理解不足により被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に二次的被害が生じないように配慮する必要があります。

また、相談等に当たる職務関係者については、その職務の特性を考慮し、遂行の過程で心身の健康が損なわれることのないように配慮する必要があります。

道では、全道の関係機関職員を対象に「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」を開催するとともに、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を開催しているほか、女性相談援助関係機関等連絡会議及び(総合) 振興局地域連絡会議を設置し、情報交換、事例研究等により、情報の共有化を図るなど、研修、人材育成を進めています。

#### 〔施策の方向〕

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者からの相談対応・自立支援等を行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。

##### i 専門性を高める研修の推進

より適切な被害者保護に向けて、被害者心理を踏まえた面接技法などの専門性を高める研修の実施に努めます。

##### ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者からの相談対応や自立支援等が適切に行われるよう関係機関・団体への情報提供や研修の実施、また、研修に対する支援に努めます。

### iii 相談担当職員に対する配慮

精神的な負担の多い相談担当職員がバーンアウト等で心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。

#### 〔取組〕

- 「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」における専門家による講演や、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を実施します。
- 女性相談援助関係機関等連絡会議、(総合) 振興局地域連絡会議等の開催による情報交換、事例研究など、関係機関相互の情報の共有に努めます。
- 被害者の国籍や障がいの有無等を問わず、被害者の置かれた立場に配慮した対応ができる人材を育成するために、配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修、面接技法や被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施に努めます。
- 職務関係者の心身の健康を保つため、組織全体でケースに対応する体制、関係機関との連携協力の推進、外部研修への参加、危機管理体制の整備等に努めます。
- 関係機関、民間団体との協働による研修の実施に努めます。

## 9 加害者更生に関する調査研究等の促進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者の更生のための指導等が必要です。

国においては、これまで諸外国における加害者の更生のための指導に関する制度やプログラムについて、被害者の保護を図る観点から、調査研究等を行っています。

また、加害者の更生のための指導方法を見極めること等を目的として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げ、その実態や要因等の調査分析等を実施する研究を行い、さらに、保護命令に違反した者に焦点を当て、その違反に至った経緯・動機等の調査分析等を実施する研究を行っています。

しかし、加害者更生については、現在のところ、有効な指導方法が確立されているとは言えず、加害者についての実態の把握も十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

現在のところ、民間団体等で実施している加害者更生プログラムを受けた加害者が、そのことを免罪符として被害者に対して復縁や帰宅を求めるなど、被害者を連れ戻す手段にされたり、被害者を支配することにたけている加害者が、被害者に更生したと錯覚を与え、支配関係を継続させるおそれがあるなど、場合により被害者にとって非常に危険なものとなることにも留意する必要があります。

加害者の中には、アルコール依存や薬物等の乱用も原因と考えられる場合が想定されることから、この分野における研究も進める必要があります。

## 〔施策の方向〕

### i 加害者更生の研究促進に係る国への要請及び情報収集

加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を増やさないよう、有効な対策について、被害者の安全を第一に考えつつ、研究、検討を進めることについて国に要請します。

また、関係団体とも意見交換などを行いながら、今後、加害者更生の調査研究の方法や進め方などについて情報収集に努めます。

#### 〔取組〕

- 加害者更生のための指導方法についての調査研究を進め、効果的なカウンセリング・プログラムの開発等の有効な具体的手法の開発を進めることについて、引き続き国に要請します。
- アルコール依存や薬物等の乱用と配偶者暴力の関係についても、専門的な研究を行うよう国に要請します。
- 加害者更生プログラムの受講について強制力を持たせる仕組みなどについても、併せて、研究、検討を行うことを国に要請します。
- 被害者の安全を第一に考えた加害者更生の調査研究の方法や進め方について、情報収集や関係団体との意見交換などに努めます。

## 目標7 苦情への適切な対応

### 10 苦情処理

配偶者からの暴力に関する相談、一時保護等に関する被害者からの苦情は、それぞれの機関で対応していますが、各機関は、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。また、その際には、申立人に二次的な被害が生じることのないよう努める必要があります。

## 〔施策の方向〕

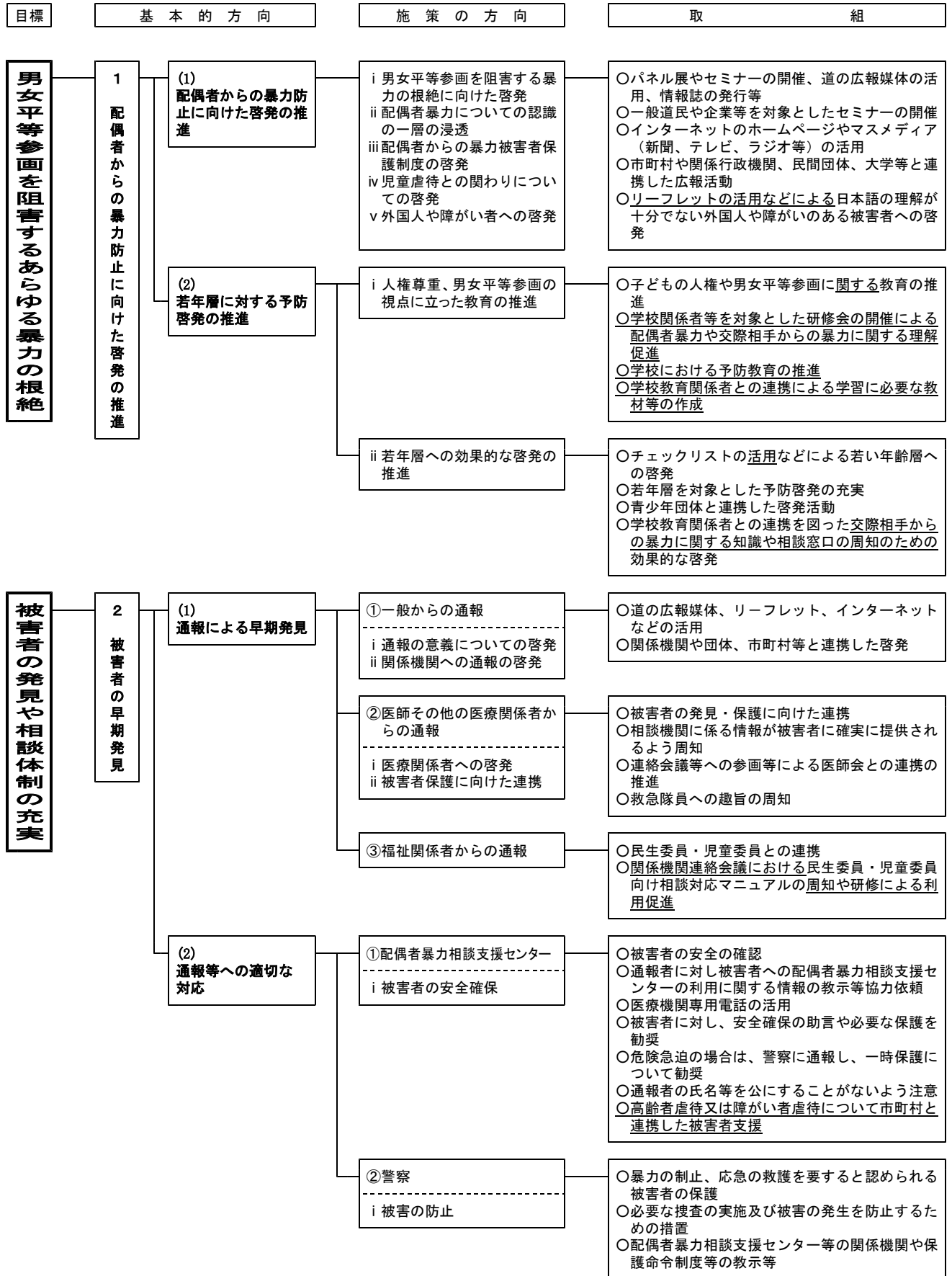
### i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

#### 〔取組〕

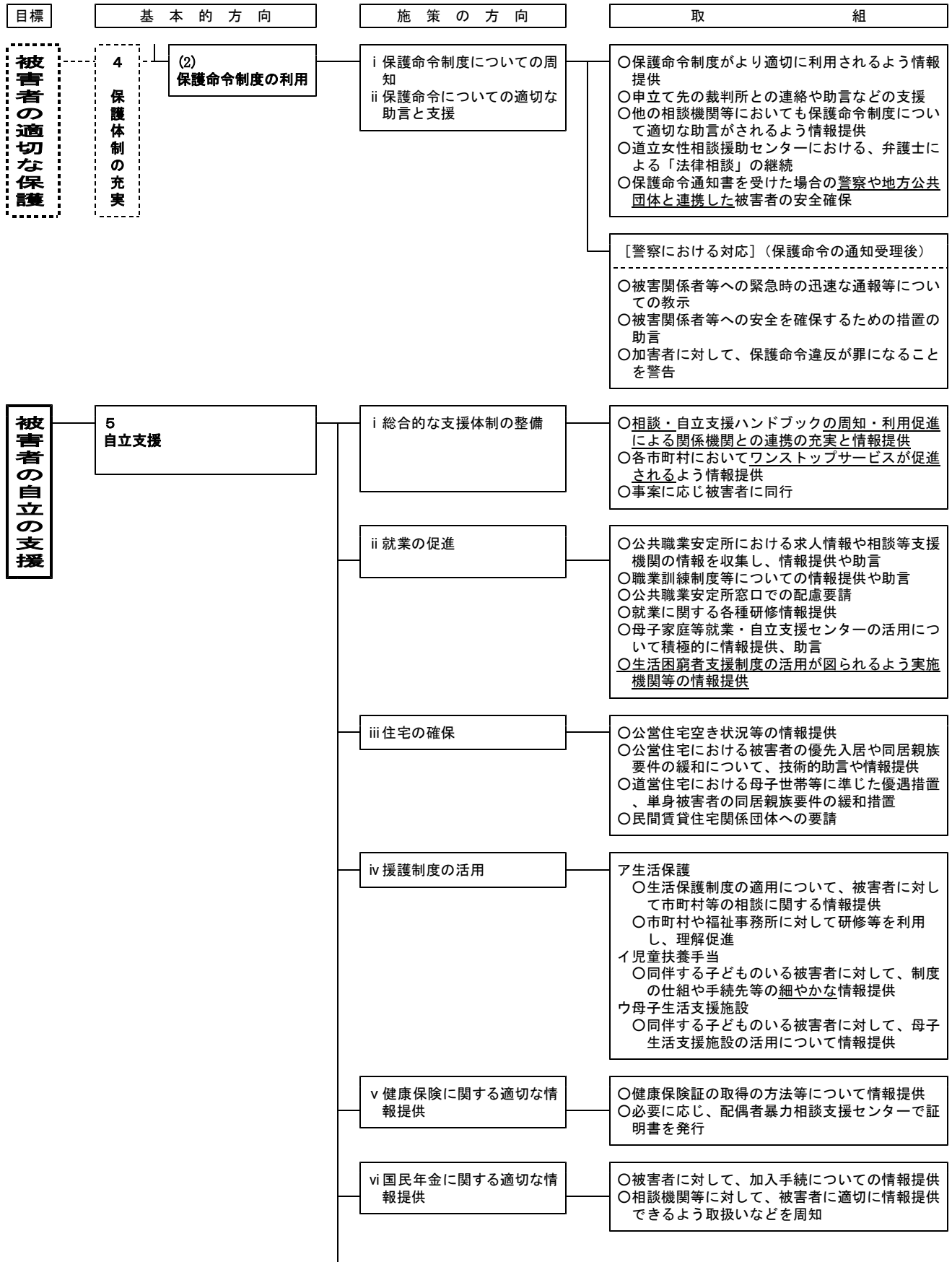
- 各関係機関において、苦情処理体制を整え、適切な対処が行われるよう働きかけます。
- 処理結果や状況について説明を行うなど説明責任を果たすよう努めます。
- それぞれの機関の苦情処理制度や、男女平等参画に係る道の施策についての苦情、その他の男女平等参画を阻害すると認められるものに関して申し出ることのできる北海道男女平等参画苦情処理委員制度について周知に努めます。
- それぞれの苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の利用について適切に教示されるよう各関係機関に要請します。
- 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施、支援に努めます。

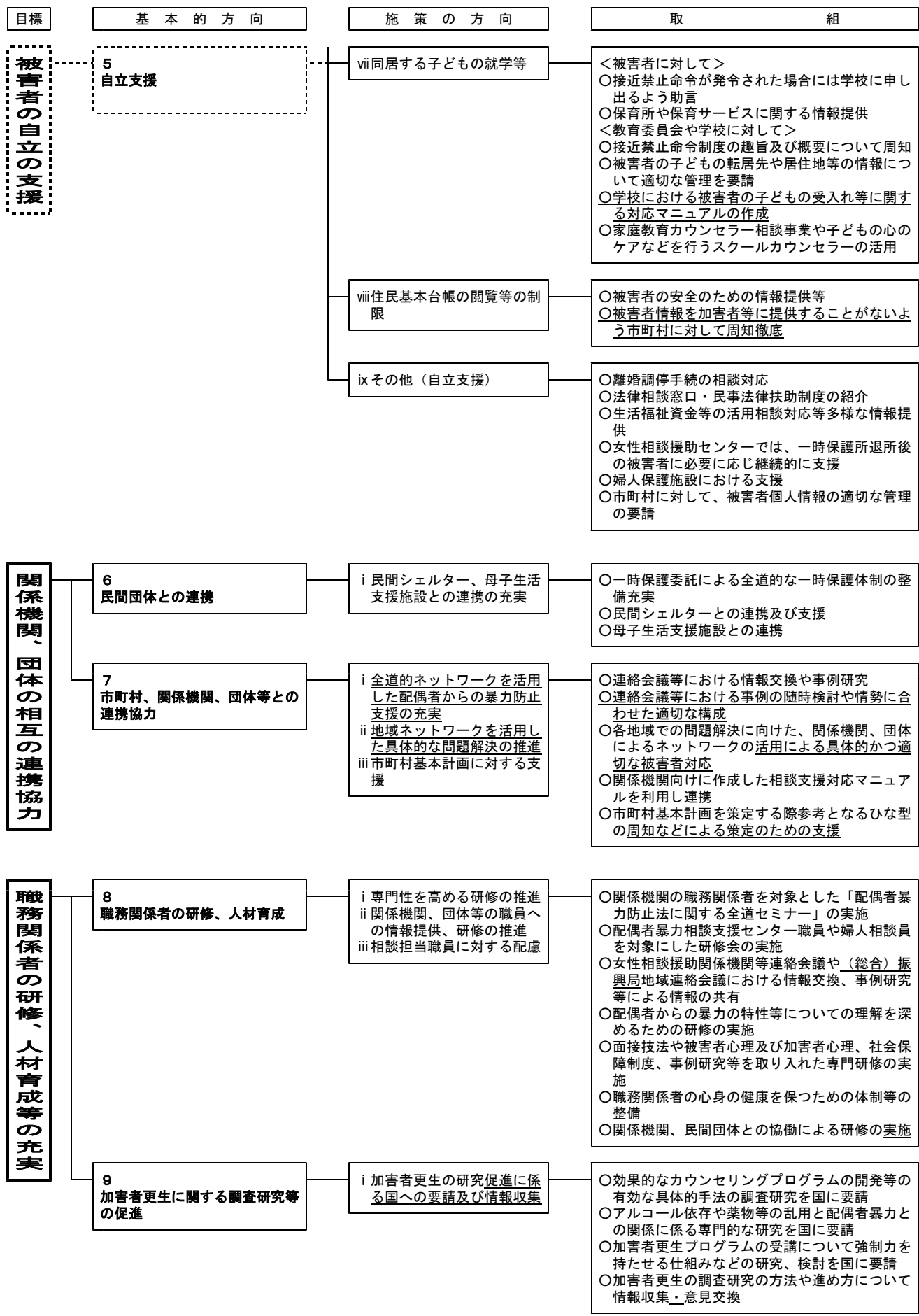
## IV 基本計画の施策体系図

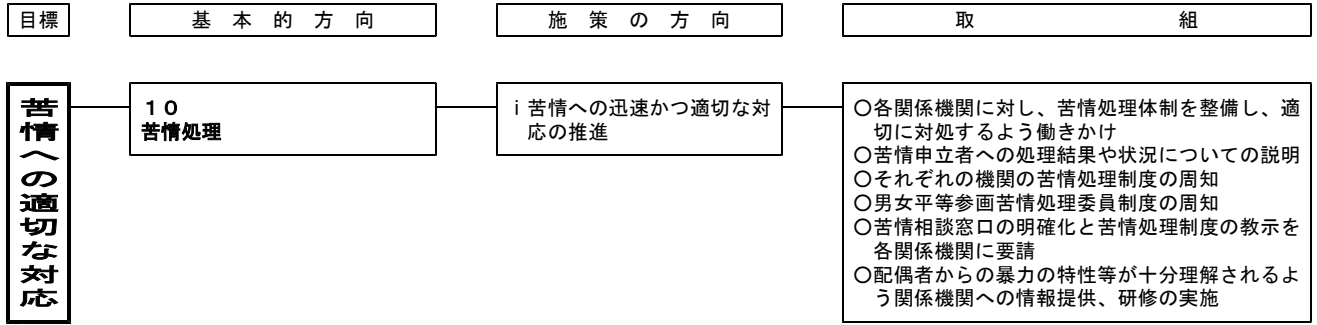




目標	基本的方向	施策の方向	取組
被害者の発見や相談体制の充実	3 相談体制の充実	<p>①配偶者暴力相談支援センター</p> <p>i 女性相談援助センターの相談機能の強化</p> <p>ii 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備</p> <p>iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進</p> <p>iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進</p> <p>v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備</p>	<p>&lt;道立女性相談援助センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道の中核的な施設としての機能の充実</li> <li>○相談時間の延長など相談体制の二層の充実</li> <li>○弁護士による法律相談</li> </ul> <p>&lt;配偶者暴力相談支援センター（道立女性相談援助センターを含む）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者からの相談に適切に対応できるよう必要な研修等の充実</li> <li>○精神障がい等の問題での相談について、道立精神保健福祉センター等との連携</li> <li>○関係者に対して全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信</li> <li>○全道の関係機関連絡会議開催による情報共有</li> <li>○地域の関係機関連絡会議開催による情報共有</li> </ul>
		<p>②警察</p> <p>i 相談体制の充実と関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加害者に対する事件化の検討や指導警告、暴力による被害の発生防止の措置</li> <li>○被害者に対し、自衛措置、関係機関、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等</li> <li>○女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮</li> <li>○被害者から援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助</li> <li>○必要に応じて被害者への被害届出の働きかけ</li> </ul>
		<p>③市町村との連携</p> <p>i 市町村の相談窓口との連携と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者の相談に対し、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ</li> <li>○積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の支援の充実</li> <li>○配偶者暴力相談支援センター設置に向けた希望に応じた必要な支援などの働きかけ</li> <li>○配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等</li> <li>○市町村が配偶暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要の財政措置について国に要望</li> </ul>
		<p>④その他の関係機関との連携</p> <p>i 全道的な相談機関のネットワークの充実</p> <p>ii 多様な相談体制の整備</p> <p>iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間団体との連携</li> <li>○民生委員・児童委員との連携</li> <li>○人権擁護機関との連携</li> <li>○関係機関連絡会議における人権擁護委員向け相談対応マニュアルの周知・利用促進</li> <li>○福祉事務所等との連携</li> </ul>
被害者の適切な保護	4 保護体制の充実	<p>(1) 一時保護</p> <p>①道立女性相談援助センター（婦人相談所）</p> <p>i 受入れ態勢の充実</p> <p>ii 関係機関との緊密な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入所期間中は、必要に応じ警察に対応を求めると加害者からの追及に対処</li> <li>○弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」の継続</li> <li>○入所期間については、入所者の状況により弾力的に対応</li> <li>○心理的回復を目的としたリラクゼーション・プログラムの実施</li> <li>○被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携</li> <li>○同伴する子どもについて、必要に応じ、児童相談所と連携を取り、保護及び支援</li> <li>○教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保</li> <li>○外国人被害者の支援、通訳の確保等体制づくり</li> <li>○一時保護に関わって、他都府県との広域的な連携</li> <li>○道立女性相談援助センターのバリアフリー化の充実</li> </ul>
		<p>②被害者の一時保護を委託する施設</p> <p>i 全道的な一時保護体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的な活動を行っている施設、団体との連携の確保</li> <li>○社会福祉施設等への委託による男性被害者の適切な一時保護等の実施</li> </ul>







# 基本計画の被害者支援フロー図

